別添４

２２

研修科目及び研修時間の免除

１　介護職員初任者研修課程については、下記ア～エに掲げる研修を修了している場合、次の表のとおり一部免除することができるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　目　名 | 総時間数 | 最大免除する研修及び時間 |
| ア　生活援助従事者研修 | イ　入門的研修※ | ウ　認知症介護基礎研修 | エ　訪問介護に関する３級研修 |
| １　職務の理解 | ６ | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| ２ | ０ | ０ | ３ |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ９ | ６ | ０ | ０ | ３ |
| ３　介護の基本 | ６ | ４ | ６ | ０ | ０ |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ９ | ３ | ０ | ０ | ０ |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６ | ６ | ０ | ０ | ０ |
| ６　老化の理解 | ６ | ６ | ６ | ０ | ０ |
| ７　認知症の理解 | ６ | ３ | ６ | ６ | ０ |
| ８　障害の理解 | ３ | ３ | ３ | ０ | ０ |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 | ７５ | ２４ | ０ | ０ | ７ |
|  | 基本知識の学習 | １２ | ７.５ | ０ | ０ | ０ |
| 生活支援技術の講義・演習 | ５１ | １４.５ | ０ | ０ | ４ |
| 生活支援技術演習 | １２ | ２ | ０ | ０ | ３ |
| 10　振り返り | ４ | ２ | ０ | ０ | ０ |
| 小　　計 | １３０ | ５９ | ２１ | ６ | １３ |

※入門的研修　「介護に関する入門的研修の実施について」（平成３０年３月３０日社援基発０３３０第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。

※認知症介護基礎研修　「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成１８年３月３１日老発第０３３１０１０号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。

※訪問介護に関する３級研修　「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年厚生労働省令第２５号）」による改正前の介護保険法施行規則第２２条の２３に規定するもの。

※入門的研修に関して、入門講座のみの修了者については、「３　介護の基本」が最大２時間、「６　老化の理解」が最大６時間、「７　認知症の理解」が最大６時間、「８　障害の理解」が最大３時間免除となる。

２　生活援助従事者研修課程については、下記ア～ウに掲げる研修を修了している場合、次の表のとおり一部免除することができるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目　名 | 総時間数 | 最大免除する研修及び時間 |
| ア　入門的研修※ | イ　認知症介護基礎研修 | ウ　訪問介護に関する３級研修 |
| １　職務の理解 | ２ | 時間 | 時間 | 時間 |
| ０ | ０ | ２ |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ６ | ０ | ０ | ３ |
| ３　介護の基本 | ４ | ４ | ０ | ０ |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | ３ | ０ | ０ | ０ |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６ | ０ | ０ | ０ |
| ６　老化と認知症の理解 | ９ | ９ | ３ | ０ |
| ７　障害の理解 | ３ | ３ | ０ | ０ |
| ８　こころとからだのしくみと生活支援技術 | ２４ | ０ | ０ | ７ |
| ９　振り返り | ２ | ０ | ０ | ０ |
| 小　　計 | ５９ | １６ | ３ | １２ |

※入門的研修に関して、入門講座のみの修了者については、「３　介護の基本」が最大２時間、「６　老化と認知症の理解」が最大９時間、「７　障害の理解」が最大３時間免除となる。

３　特別養護老人ホーム等の介護従事経験者については、所属機関に相当する機関における実習・見学を免除することができる。

　　なお、介護従事経験者とは、介護等の業務に直接従事した日数を通算し３０日以上である者とする。

４　看護師、准看護師、保健師の資格を有する者で、在宅介護サービス又はこれに類似するサービスの従事経験を有する場合、介護職員初任者研修課程の全科目を免除する。

　　また､在宅介護サービス又はこれに類似するサービスの従事経験がない場合でも、適切な職場研修が行われることを前提に介護職員初任者研修課程の全科目を免除する。